

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の 申請事案の審査基準

制 定 平成18年9月29日九運公第11号
改 正 平成19年3月30日九運公第85号
一部改正 平成19年8月21日九運公第43号

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）審査事案の審査基準について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に係る審査基準を、下記のとおり定めたので公示する。

平成18年10月1日

九州運輸局長 大黒 伊勢夫

1. 新規許可（法第5条第1項）

(1) 営業区域

道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき九州運輸局長が定める営業区域を単位とするものであること。

営業区域に営業所を設置するものであること。

(2) 営業所

配置する事業用自動車に係る運行管理及び利用者への営業上の対応を行う事務所であって、次の各事項に適合するものであること。

営業区域内にあること。なお、複数の営業区域を有するものにあっては、それぞれの営業区域内にあること。

申請者が、土地、建物について3年以上の使用権原を有するものであること。

建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、消防法（昭和23年法律第186号）、農地法（昭和27年法律第229号）等関係法令の規定に抵触しないものであること。

事業計画を的確に遂行するに足る規模のものであること。

(3) 事業用自動車

申請者が使用権原を有するものであること。

(4) 最低車両数

申請する営業区域において、別表1に示す車両数以上の事業用自動車を配置するものであること。

の車両数については、同一営業区域内に複数の営業所を設置する場合にあっては、当該複数の営業所に配置する車両数を合算できるものとするが、いずれの営業

所においても5両以上の事業用自動車を配置するものであること。

(5) 自動車車庫

原則として営業所に併設するものであること。ただし、併設できない場合は、営業所から直線で2キロメートル以内の営業区域内にあって運行管理をはじめとする管理が十分可能であること。

車両と自動車車庫の境界及び車両相互間の間隔が50センチメートル以上確保され、かつ、営業所に配置する事業用自動車の全てを収容できるものであること。

他の用途に使用される部分と明確に区画されているものであること。

申請者が、土地、建物について3年以上の使用権原を有するものであること。

建築基準法、都市計画法、消防法、農地法等関係法令に抵触しないものであること。

事業用自動車の点検、整備及び清掃のための施設が設けられていること。

事業用自動車の出入りに支障がない構造であり、前面道路が車両制限令（昭和36年政令第265号）に抵触しないものであること。なお、前面道路が私道の場合にあっては、当該私道の通行に係る使用権原を有する者の承認があり、かつ、当該私道に接続する公道が車両制限令に抵触しないものであること。

(6) 休憩仮眠施設

原則として営業所又は自動車車庫に併設されているものであること。ただし、併設できない場合は、営業所及び自動車車庫のいずれからも直線で2キロメートルの範囲内にあること。

事業計画を的確に遂行するに足る規模を有し、適切な設備を有するものであること。

他の用途に使用される部分と明確に区画され、かつ、事業計画に照らし運転者が常時使用することができるものであること。

申請者が、土地、建物について3年以上の使用権原を有するものであること。

建築基準法、都市計画法、消防法、農地法等関係法令に抵触しないものであること。

(7) 管理運営体制

法人にあっては、当該法人の役員のうち1名以上が専従するものであること。

営業所ごとに、配置する事業用自動車の数により義務づけられる常勤の有資格の運行管理者の員数を確保する管理計画があること。この場合において、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号、以下「運輸規則」という。）第22条第1項に基づき九州運輸局長が指定する地域において法第23条の2第1項第2号の規定により運行管理者資格者証の交付を受けた者を運行管理者として選任する場合には、申請に係る営業区域において5年以上の実務の経験を有するものであること。

運行管理を担当する役員等運行管理に関する指揮命令系統が明確であること。

自動車車庫を営業所に併設できない場合は、自動車車庫と営業所とが常時密接な連絡をとれる体制が整備されるとともに、点呼等が確実に実施される体制が確立さ

れていること。

事故防止についての教育及び指導体制を整え、かつ、事故の処理及び自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に基づく報告等の責任体制その他緊急時の連絡体制及び協力体制について明確に整備されていること。

上記 ~ の事項等を明記した運行管理規程が定められていること。

運輸規則第36条第2項に基づく運転者として選任しようとする者に対する指導を行うことができる体制が確立されていること。

運転者に対して行う営業区域内の地理及び利用者等に対する応接に関する指導監督に係る指導要領が定められているとともに、当該指導監督を総括処理する指導主任者が選任されていること。

原則として、常勤の有資格の整備管理者の選任計画があること。ただし、一定の要件を満たすグループ企業(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び第4号に定める子会社及び親会社の関係にある企業及び同一の親会社を持つ子会社をいう。)に整備管理者を外部委託する場合は、事業用自動車の運行の可否の決定等整備管理に関する業務が確実に実施される体制が確立されていること。

利用者等からの苦情の処理に関する体制が整備されていること。

(8) 運転者

事業計画を遂行するに足る員数の有資格の運転者を常時選任する計画があること。

この場合、適切な乗務割、労働時間、給与体系を前提としたものであって、労働関係法令の規定に抵触するものでないこと。

運転者は、運輸規則第36条第1項各号に該当する者ではないこと。

定時制乗務員を選任する場合には、適切な就業規則を定め、適切な乗務割による乗務日時の決定等が適切になされるものであること。

(9) 資金計画

所要資金の見積りが適切であり、かつ、資金計画が合理的かつ確実なものであること。なお、所要資金は次の(イ)~(ト)の合計額とし、各費用ごとに以下に示すところにより計算されているものであること。

(イ) 車両費 取得価格(未払金を含む)又はリースの場合は1年分の賃借料等

(ロ) 土地費 取得価格(未払金を含む)又は1年分の賃借料等

(ハ) 建物費 取得価格(未払金を含む)又は1年分の賃借料等

(ニ) 機械器具及び什器備品 取得価格(未払金を含む)

(ホ) 運転資金 人件費、燃料油脂費、修繕費等の2か月分

(ヘ) 保険料等 保険料及び租税公課(1年分)

(ト) その他 創業費等開業に要する費用(全額)

所要資金の50%以上、かつ、事業開始当初に要する資金の100%以上の自己資金が、申請日以降常時確保されていること。なお、事業開始当初に要する資金は、次の(イ)~(ハ)の合計額とする。

(イ) (イ)に係る頭金及び2か月分の分割支払金、又は、リースの場合は2か月分

の賃借料等。ただし、一括払いによって取得する場合は、(イ)と同額とする。

(ロ) (ロ)及び(ハ)に係る頭金及び2か月分の分割支払金、又は、2か月分の賃借料及び敷金等。ただし、一括払いによって取得する場合は、(ロ)及び(ハ)と同額とする。

(ハ) (二)~(ト)に係る合計額

(10) 法令遵守

申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の業務を執行する常勤の役員が、一般乗用旅客自動車運送事業の遂行に必要な法令の知識を有するものであること。

申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の業務を執行する常勤の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。)(以下「申請者等」という。)が、次の(イ)から(二)すべてに該当する等法令遵守の点で問題のないこと。

(イ) 法、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)及びタクシー業務適正化特別措置法(昭和45年法律第75号)等の違反により申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限(禁止)の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。)ではないこと。

(ロ) 法、貨物自動車運送事業法及びタクシー業務適正化特別措置法等の違反により申請日前6ヶ月間及び申請日以降に50日車を超え190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限(禁止)の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。)ではないこと。

(ハ) 法、貨物自動車運送事業法及びタクシー業務適正化特別措置法等の違反により申請日前1年間及び申請日以降に190日車を超える輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限(禁止)の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。)ではないこと。

(二) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)の違反により申請日前2年間及び申請日以降に営業の停止命令、認定の取消し又は営業の廃止命令の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。)ではないこと。

(11) 損害賠償能力

旅客運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身

体又は、財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示(平成17年国土交通省告示第503号)で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両の全てが加入する計画があること。

(12) 適用

許可に際し運輸開始までの期限を付すものとする。

業務の範囲を福祉サービスに限定した事業については、本審査基準等によらず、「一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送事業限定)申請事案の審査基準」による。

上記の審査基準1.(2)による車両を含んだ申請については、当該車両に限り上記の審査基準3.(1)の営業区域の設定ができるものとし、許可に際しては、当該車両に一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送事業限定)と同様の条件を付す。

道路運送法施行規則第4条第4項第3号に規定するハイヤーのみを配置して行う事業については、業務の範囲を当該事業に限定する条件を付する。

(13) 申請時期等

申請時期

許可の申請は、随時受け付けるものとする。ただし、道路運送法第8条の緊急調整地域に指定されている地域を営業区域とする申請の受付は行わない。

処分時期

原則として標準処理期間を考慮した上で随時行う。

2. 事業計画の変更の認可(法第15条第1項)

(1) 1.(1)~(9)・(11)~(13)の定めるところに準じて審査すること。

(2) 事業規模の拡大となる申請については、申請者等が以下のすべてに該当するものであること等法令遵守の点で問題のないこと。

法、貨物自動車運送事業法及びタクシー業務適正化特別措置法等の違反により申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限(禁止)の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。)ではないこと。

ただし、事業規模の拡大に係る営業区域外で受けた自動車等の使用停止以上の処分であって、以下に掲げるものを除く。

(イ) 運転者の道路交通法(昭和35年法律第105号)の違反による処分(地方運輸局長が定める処分基準の初犯又は初回欄の適用がある場合に限る。)

(ロ) 申請日前3ヶ月間及び申請日以降に地方運輸局長が定める処分基準において20日車未満の自動車等の使用停止処分を行うべきものとされている法令違反に係るもの(処分日車数が20日車未満に軽減された場合を含み、加重により20日車以上となった場合を除く。)

法、貨物自動車運送事業法及びタクシー業務適正化特別措置法等の違反により申請日前6ヶ月間及び申請日以降に50日車を超え190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。

ただし、事業規模の拡大に係る営業区域外で受けた自動車等の使用停止以上の処分であって、以下に掲げるものを除く。

- (イ) 運転者の道路交通法（昭和35年法律第105号）の違反による処分（地方運輸局長が定める処分基準の初犯又は初回欄の適用がある場合に限る。）
- (ロ) 申請日前6ヶ月間及び申請日以降に地方運輸局長が定める処分基準において20日車未満の自動車等の使用停止処分を行うべきものとされている法令違反に係るもの（処分日車数が20日車未満に軽減された場合を含み、加重により20日車以上となった場合を除く。）

法、貨物自動車運送事業法及びタクシー業務適正化特別措置法等の違反により申請日前1年間及び申請日以降に190日車を超える輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。

ただし、事業規模の拡大に係る営業区域外で受けた自動車等の使用停止以上の処分であって、以下に掲げるものを除く。

- (イ) 運転者の道路交通法（昭和35年法律第105号）の違反による処分（地方運輸局長が定める処分基準の初犯又は初回欄の適用がある場合に限る。）
- (ロ) 申請日前1年間及び申請日以降に地方運輸局長が定める処分基準において20日車未満の自動車等の使用停止処分を行うべきものとされている法令違反に係るもの（処分日車数が20日車未満に軽減された場合を含み、加重により20日車以上となった場合を除く。）

法、貨物自動車運送事業法及びタクシー業務適正化特別措置法等の違反により、輸送の安全の確保、公衆の利便を阻害する行為の禁止、公共の福祉を阻害している事実等に対し改善命令を受けた場合にあっては、申請日前に当該命令された事項が改善されていること。

申請日前1年間及び申請日以降に自らの責に帰する重大事故を発生させていないこと。

申請日前1年間及び申請日以降に特に悪質と認められる道路交通法の違反（酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検（無保険）運行及び救護義務違反（ひき逃げ）等）がないこと。

旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）及び自動車事故報告規則に基づく各種報告書の提出を適切に行っていること。

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の違反により申請日前2年間及び

申請日以降に営業の停止命令、認定の取消し又は営業の廃止命令の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。）ではないこと。

3．事業の譲渡譲受の認可（法第36条第1項）

- (1) 事業を譲り受けようとする者について、1.(1)～(13)の定めるところ（譲受人が既存事業者の場合の1.(10)は2.(2)とする。）に準じて審査すること。
- (2) 事業の全部を譲渡譲受の対象とするものであること。ただし、「タクシー事業に係る事業の分割譲渡の取扱いについて」（平成10年12月17日付け自旅第198号）において認められている場合において分割譲渡が行われる場合は、この限りでない。

4．合併、分割又は相続の認可（法第36条第2項又は第37条第1項）

- (1) 合併若しくは分割により事業を承継する法人又は相続人について、1.(1)～(13)の定めるところ（合併又は分割後に存続する事業者若しくは相続人が既存事業者の場合の1.(10)は2.(2)とする。）に準じて審査すること。
- (2) 分割の認可については、分割後において存続する事業者が、1.(4)の基準を満たさない申請については、認可しないこととする。
- (3) 分割の認可については、商法等の一部を改正する法律（平成12年法律第90号）附則第5条及び会社の分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成12年法律第103号）に基づき、会社の分割に伴う労働契約の承継等が行われているものであること。
- (4) 事業の一部の分割の認可については、設立会社等が次のいずれかに該当するものであること。
 - 既存のタクシー事業者（1人1車制個人タクシー事業者を除く。）
 - 分割会社の50%を超える出資による子会社

5．運送約款の認可（法第11条第1項）

- (1) 公衆の正当な利益を害するおそれがないものであること。
- (2) 道路運送法施行規則第12条各号に掲げる事項が明確に定められていること。

6．運賃及び料金の認可（法第9条の3第1項）

別に定めるところにより行うものとする。

7．許可又は認可に付した条件の変更等

- (1) 上記1.～4.の許可又は認可に付した条件又は期限について、変更若しくは解除又

は期限の延長を行う場合には、上記1.～4.の定めるところにより審査すること。

(2) 上記1.(12)に基づき付した業務の範囲を一定の事業に限定する旨の条件の解除は、緊急調整地域に指定された地域では行わないこと。

8. 拳証等

申請内容について、客観的な拳証があり、かつ、合理的な陳述がなされるものであること。

附 則

1. 本処理方針は、平成18年10月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。
2. 事案の処理に際しては本処理基準によるほか、申請窓口へ備え置く「細部取扱通達」の定めによるものとする。
3. 平成13年11月30日付け制定の「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制を除く。）経営許可申請事案の審査基準」及び平成14年1月23日付け制定の「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制を除く。）の事業計画変更認可申請事案の審査基準」並びに「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制を除く。）の譲渡譲受及び合併、分割又は相続の認可申請事案の審査基準」は、平成18年9月30日限りで、廃止する。

附 則（平成19年8月21日 一部改正）

1. 本公示は、平成19年9月10日以降受付ける申請について適用する。
2. 平成19年9月9日以前に受付けた申請については、なお従前の取扱いによる。
3. 「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成15年3月18日、国自整第216号）の一部改正に伴い、整備管理者の外部委託が禁止される者について、同通達の施行時点で外部委託を行っている一般乗用旅客自動車運送事業者については、施行日から2年間、施行前に一般乗用旅客自動車運送事業の許可を申請したものについては、その申請による運輸の開始の日から2年間、外部委託を継続することを可能とする。

最低車両数

- 1 . イ 福岡交通圏に営業所を設置するもの..... 10 両以上
 ロ 北九州交通圏に営業所を設置するもの..... 10 両以上
 ハ 熊本交通圏に営業所を設置するもの..... 10 両以上
 ニ 鹿児島市に営業所を設置するもの..... 10 両以上
 ホ 上記以外の営業区域に営業所を設置するもの..... 5 両以上

10 両若しくは5 両の最低車両数については、通常のタクシー・ハイヤー事業を実施する上で適切と認められる事業規模の基準であることから、当該最低車両数の算定においては、一般の需要に応じることができない車椅子専用車両等は含めないこととする。

- 2 . イ 一般乗用旅客自動車運送事業者の営業所が存在しない島しょ部
 九州本島との間を連絡する道路が整備されていない島しょ部であって、その島しょ部内に一般乗用旅客自動車運送事業者の営業所が存在しないものについては、その島しょ部外において一般乗用旅客自動車運送事業の営業を行わない旨を示して、一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者の申請があった場合には、最低車両数の基準を1 両とし、許可の際には、次の条件を付すものとする。

業務の範囲は、「島しょ部外において、一般乗用旅客自動車運送事業の営業を行ってはならない。」こととする。

車体には「 島(島しょ部名)」の表示をすること。

- ロ 一般乗用旅客自動車運送事業者の営業所が存在しない市町村
 (平成16年4月1日以降に市町村合併があった場合には当該市町村合併前の旧市町村単位で営業所が存在しない場合を含むことができるものとする。以下同じ。)において、その区域内に一般乗用旅客自動車運送事業者の営業所が存在しない市町村については、発地及び着地のいずれもがその市町村の区域外に存する旅客の運送をしない旨を示して、一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者の申請があった場合には、最低車両数の基準を2 両とし、許可の際には、次の条件を付すものとする。

業務の範囲は、「発地及び着地のいずれもが営業所が存在する市町村の区域外に存する旅客の運送をしてはならない。」こととする。

車体表示には「 市(市町村名)限定」の表示をすること。

- ハ 一般乗用旅客自動車運送事業者の営業所が存在しない営業区域
 イ又はロに定める場合を除き、その区域内に一般乗用旅客自動車運送事業者の営業所が存在しない営業区域の最低車両数の基準は2 両とする。
 ニ 本取扱いは、平成16年3月31日以降に申請があったものから適

用するものとする。

- ホ 上記２．のイからハによるもののほか、地域の実情を勘案し、これらの一般乗用旅客自動車運送事業者の営業所が存在しない地域に準ずるものとして地方運輸局長が認める地域については、最低車両数の基準をそれぞれイからハの規定により取り扱うことができるものとする。